

砂 監 第 2 9 号
令和2年7月15日

砂川市議会議長 水島美喜子様
砂川市長 善岡雅文様

砂川市監査委員 栗井久司
砂川市監査委員 佐々木政幸

定期監査等報告

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査等を実行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

2. 監査等の種類

- (1) 財務監査（砂川市監査基準第2条第1項第1号）
- (2) 行政監査（砂川市監査基準第2条第1項第2号）

3. 監査等の期日及び対象

月 日	対 象
令和2年6月26日～7月3日	市立病院
令和2年7月8日～9日	建設部 土木課

4. 監査等の着眼点（評価項目）

関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを

主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査等を実施した。

5. 監査等の実施内容

令和元年度分の財務に関する事務の執行状況を中心に実施した。

6. 監査等の方法

各所属長及び担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

市 立 病 院

● 予算経理事務について

調定、収入、支出伝票等により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

- 契約（警備業務委託、防災センター業務委託、清掃業務委託、産業廃棄物（感染性医療廃棄物）処理業務委託、給食業務委託、院内保育所運営業務委託、施設設備管理業務委託、画像診断装置一式保守業務委託、放射線治療機器保守業務委託、医事・クラーク業務委託、医療情報システム総合保守業務委託、医療情報システム等運用保守管理業務委託、パッケージエアコン室外機整備工事、外科手術用内視鏡システム購入、超音波画像診断装置購入、汎用超音波画像診断装置購入、解析機能付きセントラルモニタ購入、手術用顕微鏡購入、電動ベッド購入、核医学診断装置購入、持続的自動気道腸圧治療装置賃貸借等）について

契約書ほか関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

● 補助金等交付（交友会交付金）事務について

補助申請書、指令書、その他関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

● 医業収益、医業外収益、看護専門学校収益等収納事務について

調定伝票、収入伝票、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

● 資金前渡金（交際費、解剖謝礼等）事務について

資金前渡金整理簿、関係帳票により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

● 備品管理について

備品台帳、資産台帳により抽出照合の結果、符合していることを認めた。

● 書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。

● 北海道労働局から勧告を受けた障害者の法定雇用率の達成に向けた今後の対応について

法定雇用率 2.5%を満たすための人員確保に向けて新たに作成された「砂川市病院事業障害者活躍推進計画」に基づき、障害者の雇用を促進するよう口頭指導して、今後の執行体制を認めた。

● 事務の執行について

一部の医師に「1か月当り 200 時間」を超過する時間外勤務を行っている事例が見受けられることから、医師の働き方改革を推進する取組を行うよう口頭指導した。

建設部 土木課

● 予算経理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（公共下水道管渠修繕・清掃等業務委託、市道除排雪等業務委託、豊沼東4条通り改良舗装工事、下吉野橋架換工事、東1線改良舗装工事、北5号線改良舗装工事、すずらん3条通り改良舗装工事、北吉野2条通り改良舗装工事、梨園2号通り改良舗装工事、黄金通り改良舗装工事、西5条北通り改良舗装工事、りんご園1号通り改良舗装工事、南吉野7号通り改良舗装工事、街路灯設置工事、南5号川護岸改修工事、奈江豊平川14排水区管渠新設工事、東1線管渠布設替工事、パンケ川2号幹線管渠改築工事、公園橋梁長寿命化修繕工事、東1線舗装補修工事、旧オアシスゴルフ場原状回復工事、東1線物件移転補償等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●補助金等（福祉世帯水道料金等補助金、石狩川流域下水道組合負担金、下水道使用料算定等事務委託負担金、流域下水道整備工事負担金、緑と花の祭典実行委員会交付金、函館線砂川駅ホーム待合室設置工事費負担金等）交付事務について

交付申請書、指令書、その他関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●分担金及び負担金（下水道事業受益者負担金等）、使用料及び手数料（道路・公園・下水道使用料等）、財産収入（土地・建物貸付収入等）、諸収入（流雪溝維持負担金、水洗便所改造資金貸付金元利収入等）等収納事務について

申請書、調定、収入関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●備品管理について

備品台帳により照合の結果、符合していることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。